

## 入札説明書

### 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

#### (1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (長崎地区)  
予定契約電力 2,502kW、予定使用電力量 4,071,213kWh
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県北地区)  
予定契約電力 2,930kW、予定使用電力量 4,442,001kWh
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県央地区)  
予定契約電力 2,707kW、予定使用電力量 4,185,372kWh
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県南・五島地区)  
予定契約電力 1,847kW、予定使用電力量 2,946,441kWh

#### (2) 特質等

別紙仕様書のとおり

#### (3) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 供給場所

別紙仕様書のとおり

#### (5) 入札参加条件

入札に参加を希望する場合は、別紙1「一般競争入札参加申請書」に「資格審査結果通知書(写)」及び「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を添付のうえ、令和8年1月23日午後5時までに2(1)に記載する部局に提出すること(書留郵便により、受領期限内必着のこと)。

なお、提出がない場合は入札に参加することはできません。

#### (6) 入札書の提出場所及び受領期限等

[提出場所] 長崎県教育庁教育環境整備課

[受領期限] 令和8年2月12日 午後5時まで

[提出方法] 直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと)で行うこと。

#### (7) 開札日時及び場所

[開札日時] 令和8年2月13日 午後1時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (長崎地区)	13:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県北地区)	13:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県央地区)	14:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県南・五島地区)	14:30

[開札場所] 長崎県庁(行政棟)7階 703会議室(〒850-8570 長崎市尾上町3番1号)

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に別紙3による委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

#### (8) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。なお、FAXで送信する場合は事前に電話にて連絡すること。(郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。)また、FAXの場合は開札期日までに、押印した原本を提出すること。

[提出場所] 長崎県教育庁教育環境整備課

[FAX] 095-894-3471

[電話] 095-894-3323(直通)

[提出期限] 令和8年1月23日 午後5時

#### (9) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書(様式任意)に記載している予定契約電力及び予定使用電力量に応じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書(様式任意)を別途添付すること。

※入札内訳書は任意様式でも可とするが、予定数量(予定契約電力・予定使用電力量)は県作成の

入札内訳書の数字と必ず合わせること。

- ウ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- オ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- カ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- キ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないと。
- ク 入札書に記載した総額と入札内訳書（様式任意）に記載した単価が整合しない場合は無効となるので、計算ミスがないよう十分注意すること。

#### 【注意事項】

- ・入札書は二重封筒に入れ、封筒に会社名、入札件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤字、脱字、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事宛として下さい。

#### (10) 入札内訳書（様式任意）の記載方法

- ア 入札内訳書（様式任意）には、各施設における予定契約電力に係る基本料金、予定使用電力量に係る電力量料金を記載すること。なお、その他割引料金等がある場合は、別途参考資料を提出すること。（入札内訳書の様式を任意で作成する場合は、その様式中に記載しても可）
- イ 入札内訳書（様式任意）に記載する単価は、（課税事業者にあっては）消費税及び地方消費税を含んだ額とし、小数点第 2 位未満を切り捨てるものとする。
- ウ 電気料金の総額は、仕様書別表 3 「入札見積条件（予定契約電力及び予定使用電力量）」に基づき積算するものとする。なお、仕様書別表 4 「契約電力及び使用電力量実績（参考値）」で積算しないよう注意すること。
- エ 基本料金において、仕様書別表 3 「入札見積条件（予定契約電力及び予定使用電力量）」の力率に対する割引又は割増がある場合は、適用し、割引又は割増の適用条件及び割引率等の数値を別途任意の様式で作成し、入札内訳書（様式任意）に添付して提出すること。
- オ 使用電力量において、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。

#### (11) 入札保証金

- ア 見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 8 年 2 月 12 日までに納付すること。（落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する）。
- イ 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
  - 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するものの（2 件以上）を提出したとき。
- なお、契約を証明するものとは、令和 5 年 4 月 1 日から開札の前日までに締結した契約書の写し等とする。
- また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
  - ア 2,000 万円以上
  - イ 2,000 万円未満 500 万円以上
  - ウ 500 万円未満
- ウ 納付の方法
  - 「入札保証金納付申出書（別紙 4）」を令和 8 年 2 月 2 日 17 時 00 分までに提出すること。（郵送、持参又は FAX 等）。
  - 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
  - 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙 5）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和 8 年

2月12日17時00分までに提出すること（郵送、持参又はFAX等）。

エ 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- 入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して7日目とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,000,000円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと1,100,000円となるため、入札保証金は50,000円以上ではなく55,000円以上となるので注意すること。  
入札保証金が50,000円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000,000円の入札は無効となる。
- 入札保証金の免除手続き書類は、令和8年2月2日17時00分までに「入札保証金免除申請書（別紙6）」を提出すること（郵送、持参又はFAX等）。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とはすることはできない。

（12）契約保証金

- ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- イ 契約金額の100分10以上の金額を納付すること。  
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
  - 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - 開札日の前日から前々年度までの間ににおいて、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。  
なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から開札の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の履行証明書（別紙7）等とする。  
また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
    - ・ 2,000万円以上
    - ・ 2,000万円未満500万円以上
    - ・ 500万円未満

（13）入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

（14）入札の無効

次の入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- シ 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

ソ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(15) 落札者の決定方法

ア 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札回数は 1 回とする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

オ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(16) 契約書の作成等

ア 契約単価は、落札者が入札書に添付した「入札内訳書（様式任意）」に記載する各施設における基本料金及び電力量料金の単価とする。

イ 落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものであること。

エ この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する場合があること。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。

オ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(17) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

イ 電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成 26 年長崎県告示第 55 号）に定める資格を得ていること。

ウ 資格審査申請書記載事項の変更届に基づく変更手続きをしていない者は、資格審査事項変更届を提出すること。

エ この公告の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ 長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和 7 年 10 月 24 日改定）に基づく資格を得ていること。

## 2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する問い合わせ先

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

〔名 称〕 長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

〔電 話〕 095-894-3323（直通）内線 5729

(2) 「電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成 26 年長崎県告示第 55 号）」に定める資格の取得申請書の入手場所、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

〔名 称〕 長崎県総務部管財課（施設班）

〔電 話〕 095-824-1111 内線 3000

(3) 長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和 7 年 10 月 24 日改定）に基づく資格について、報告書の入手場所、提出場所及び問い合わせ先

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
〔名 称〕 長崎県県民生活環境部地域環境課  
〔電 話〕 095-895-2512 (直通)